

## (7) 施設・設備等

### (a) 大学・学部・大学院研究科等の教育研究目的を実現するための施設・設備等諸条件の整備状況

#### [現状の説明]

本学の学部、大学院研究科にかかる施設・設備は、一部の附属施設・附属校園を除き奈良市高畠町の「高畠キャンパス」のみである。施設・設備が散在していないため、キャンパス間を電車等で移動するなどの負担や不便が無い。高畠団地の位置する奈良市高畠町は、便数の多い市内循環バスでJR奈良駅より約10分、同じく市内循環バスで近鉄奈良駅より約10分で、交通の便は非常に良い。附属学校園については、附属小学校と附属幼稚園が高畠団地にある。附属中学校は、大学より車で約15分の距離にある奈良市法蓮町にある。附属等施設では、附属図書館、保健管理センター、情報処理センター、教育資料館、附属教育実践研究指導センターが、高畠団地内にある。附属自然環境教育センターの奈良実習園は大学から徒歩で10分の距離にある奈良市白毫寺町に、奥吉野実習林は奈良県吉野郡大塔村にあり、大学より車で2時間30分の遠隔地に位置している。

高畠団地の教育研究施設設備状況は、大学基礎データ調書の表Dに示されている。高畠キャンパスには、昭和33年に移転してきたため、古い建築物は築後40年経過して老朽化が目立つ。最近の建物としては、平成6年度の情報処理センター棟がある。講義棟には約26の教室があり、平成11年度後期に大がかりな補修工事が行われた。平成10年度、11年度を通じて、全学的情報ネットワークインフラが整備され、100MB/bpsの情報転送が可能な優れた情報環境が実現している。

身体障害者への配慮として、身障者トイレは、講義1・2号棟で1箇所、講義3号棟、文科棟、情報処理センター、講堂、武道場及び学生食堂に1カ所ずつ、スロープは各棟の入り口に整備され、エレベーターは3基をバリアフリー対策として設置している。

高畠団地は147,600m<sup>2</sup>の面積があり、建物面積は40,430m<sup>2</sup>で、ほぼ満足できる屋外環境である。ちなみに高畠キャンパスは、戦前は陸軍駐屯地、戦後しばらくは米軍キャンプ地であった。自動車は134台、バイクは100台、自転車は175台を駐車させることできる駐車場・駐輪上が、歩行者とは分離させた位置に設けられている。自動車の入構に関してはIDカードによる自動ゲートが設置されており、無断入構を制限している。

冷暖房は、研究室単位での整備がなされたが、講義棟の冷房設置は平成10年度時点では未完備であった。

学生ロッカーは講義棟（新館2号棟）に設置されており、1・2回生が利用している。学生控室は、それぞれのコース履修分野、専修等で、状況が異なるが、おおむね、1室ずつ用意されている。

### [点検評価] [長所と問題点]

全体的に施設の老朽化が進んでいるが、平成11年度の大幅な講義棟の補修・改造は1つの救いであった。

高畠キャンパスも昭和33年の移転当時はゆとりあるキャンパスであったが、大学組織の充実・拡大とともに遂時建物が増設され、狭隘化が進んできている。今後の施設長期計画では、ゆとりのある教育・研究環境を保障する空間確保の視点が必要である。また、空調環境に関しては、上に述べたように冷房設備を欠いた従来の7月末までの授業に教育効果を期待できる状況でなかつたが、11年度の補修・改造によって解決された。それまで空調に関しては、計算機・計測器等の設置機器が空調を必要とする場合に限って設置措置されてきたが、教育・研究、及び職場環境の面からの対応は不十分であった。この面からの充分な対応が必要である。しかし、冷暖房設備の完備等のため、電気使用量が増加している。特に夏は契約電力量を超える事態が発生している。研究・教育の活性化と折り合いの難しい問題が常態化している。

情報化推進のためのネットワークインフラは、本学はよく整備されており、教官、学生は快適なインターネット利用環境を享受している。高畠キャンパス全体を情報基地に仕上げた原動力は、配分された予算及びボランティア的に関わっている教官・事務官の努力の賜である。

高畠キャンパス内に附属小学校と附属幼稚園が存在することにより、教育実習や附属教諭と大学教官の交流の上で良い状況にある。学生にとっても日常的に子どもと同じ空間で生活することが、教員を目指す上で、よいキャンパス環境となっている。ただし、附属中学校のみ高畠団地から離れてあることは、やはり、有形・無形の不便を生んでいる。

学内への自動車の乗り入れを制限しているため、学内での自動車事故は今のところ起こっていない。しかし附属小学校の子どもたちが通学する上で、全く安全とは言えず、乗り入れ自動車の制限速度を周知徹底する必要がある。概ね、学内の静寂さは問題がないと環境評価できる。

### [将来の改善・改革に向けての対策]

研究教育の活性化を目的とした施設の長期計画が、構想されるべきである。ところが学内におけるその管轄が明確でない。現状では一応企画委員会がこの任に当たることとされているが、この委員会は予算配分、教官配置等多くの課題を担っており、これらの計画をじっくり検討する余裕が無い。大学として、対症療法的でなく、全学的観点での改築・整備計画を作成し、各施設・設備の有機的連携を図る必要がある。このためには、これらの事項を扱う責任所在の明確化が必要であろう。第2章項目(5)C4、「研究空間・設備等の整備状況」で述べたように、平成11年度学部改組後の教育体制に対応した部屋の再配分は早急に着手すべきである。つまり、物理的・絶対的な部屋数は深刻に不足しているわけではないにもかかわらず、ゼミナールを持てない学部内コースが生じてしまっている。大学として最優先で検討すべき事項である。

電力消費量問題に関しては、契約内容の見直しも含め、経費や省資源の視点からも、適切な使用の管理・運営が必要である。

情報化の波はますます強まるであろう。情報教育担当教官の配置を考えることはもちろんであるが、ネットワーク・インフラについて組織的取り組みをすべきである。現状では、ボランティア的に関与している教官に大きく依存しており、この教官不在では情報ネットワークが「麻痺」してしまう危険な状況である。

#### (b) 施設・設備等を維持・管理するための学内的な責任体制の確立状況

##### [現状の説明]

施設、設備等の国有財産の維持管理は本学の国有財産管理規程に基づき、学長が管理者となり、部局等に属する国有財産の区分に応じて補助執行者が定められ、それぞれの監守区域ごとに監守者、補助監守者が指定され、国有財産の維持管理に関する責任体制が確立されている。

施設・設備等の予算要求は、会計課に出され、企画委員会で審議されている。

##### [長所と問題点]

施設・設備等の維持管理するための学内的責任体制は、確立されており問題はない。しかし、施設整備については、一定予算の中で行なわれているため、整備要求がなされても、全てが実現できない状況である。

##### [将来の改善・改革に向けての方策]

施設・設備等の維持管理するための学内的責任体制は、確立されており問題はない。しかし、学内の施設については老朽化、狭隘が著しいため、抜本的な施設整備の必要があり、文部省への概算要求を行なって施設整備を進めたい。